

第6回東京2020オリンピック・パラリンピック
競技大会都立競技施設における
アクセシビリティ・ワークショップ議事録

日 時：平成29年11月2日（木）午前10時00分

会 場：都庁第二本庁舎10階 207・208会議室

午前 10 時 00 分開会

○上山事業調整担当課長 それでは、1名まだお見えになっていない方がいらっしゃいますが、定刻になりましたので始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

これより「第6回東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会都立競技施設におけるアクセシビリティ・ワークショップ」を開催させていただきます。

私、事務局を担当させていただきます、東京都オリンピック・パラリンピック準備局パラリンピック部事業調整担当課長をしております上山と申します。どうぞよろしくお願いたします。

以後、座らせていただきます。

最初にお手元の配布資料の確認をさせていただきます。本日のワークショップ次第、委員名簿、座席表。資料1としまして「アクセシビリティ・ワークショップ実施スケジュール」。資料2-1「第6回アクセシビリティ・ワークショップにおける既存施設に関する議題について」。資料2-2「第4回・第5回アクセシビリティ・ワークショップにおける意見への対応状況（既存施設）」、こちらは両面刷りで2枚ございます。資料2-3「トイレに対する意見への回答について」等、両面刷りで4枚ございます。資料2-4「トイレ機能分散」、こちらは図面になりますが、両面刷りで8枚ございます。最後に資料3、カヌー・スラローム会場の実施設設計の状況、こちらは2枚ございます。以上になります。不足のものがございましたら、事務局にお申し付けいただければと思います。——よろしいでしょうか。

本ワークショップでございますが、忌憚のない意見交換をしていただくため、本日は冒頭の委員長挨拶のみ公開とし、以降は非公開とさせていただきます。

本日の会議資料、議事録及び議事概要につきましては、後日ホームページで公開いたします。

また、本日御出席いただいております委員の皆様につきましては、時間の関係からお手元に配布しております委員名簿をもって御紹介にかえさせていただきますので、御了承ください。

それでは、議事に入ります前に、本ワークショップの委員長から委員の皆様へ一言御挨拶させていただきます。

萱場委員長、よろしくお願いいたします。

○萱場委員長 おはようございます。委員の皆様、本日はお忙しい中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。僭越ながら本ワークショップの委員長を務めさせていただきます、東京都オリンピック・パラリンピック準備局パラリンピック部長の萱場と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、このワークショップは、東京都が整備いたします11の大会競技施設について、Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドラインの適切な反映に加えて、これらの施設は大会後も都民の遺産として残ることから、恒設部分のアクセシビリティの確保に向けて、委員の皆様から御意見をお伺いし、今後の設計に生かしていくことを目的としております。委員の皆様からの御協力を賜り、これまでに5回のワークショップを開催し、ユーザーの目線に立った数々の貴重な御意見を賜ってまいりました。

前回の第5回のワークショップでは、委員の皆様からの御意見を踏まえ、初めて現地視察を行いました。猛暑の中の御視察、まことにありがとうございました。東京体育館の現場をご覧いただいた上で、現地視察ならではの具体的な御意見をお伺いすることができ、大変貴重な機会となりました。

本日は、第4回、第5回のワークショップでいただきました既存施設に関する御意見への対応状況や、これまで詳細な平面図を御提示していなかった新設のカヌー・スラローム会場の実施設計について説明させていただき、皆様から御意見を頂戴したいと考えております。

引き続き御協力を賜ることをお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

本日も長丁場になりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○上山事業調整担当課長 それでは、冒頭で申し上げましたとおり、これ以降の議事は非公開とさせていただきます。プレスの方はここで御退出をお願いしたいと思います。

(プレス退室)

○上山事業調整担当課長 それでは、再開させていただき、これから先の進行を萱場委員長をお願いしたいと思います。

○萱場委員長 では、早速でございますが、議事を進めてまいります。

本日は、各施設の意見交換に入ります前に、まず本ワークショップの実施スケジュールについて御説明させていただきます。その後、第4回、第5回のワークショップでお伺いした意見に対する対応状況の御説明、意見交換を行い、最後にカヌー・スラローム会場の実施設計の説明、意見交換という進行にさせていただきます。

では、最初に本ワークショップの実施スケジュールについて、事務局より説明をお願いいたします。

○上山事業調整担当課長 それでは、事務局より本ワークショップの実施スケジュールについて御説明させていただきます。

お手元の資料1「アクセシビリティ・ワークショップ実施スケジュール」をご覧ください。

本日のワークショップでは、4番のカヌー・スラローム会場、9番～11番の東京体育館、東京辰巳国際水泳場、東京スタジアムの既存3施設について御説明を行い、御意見を頂戴してまいります。

平成29年度第3四半期に当たるところに番号の印がございますが、その番号がおのこの施設について意見交換を行ってきた回数となります。まず9番～11番の会場につきましては、平成29年度第1四半期の5月、通しで言うと第4回になりますが、こちらで基本設計の説明を行いまして、前回、第2四半期の8月、通しで言うと第5回になりますが、こちらで東京体育館の現地視察を行いまして、本日は、そこで頂戴いたしました意見に対する対応状況の説明をさせていただきます。

既存会場ですが、今年度中に実施設計が終了する見込みでありまして、基本的には本日皆様からいただいた御意見の反映結果を御報告する場とさせていただきます。

4番のカヌー・スラローム会場につきましては、平成28年度第2四半期、7月ですが、これ以降、今日で3回目となりまして、これまでのワークショップでお示ししていなかった管理棟の詳細等の設計内容について御説明させていただきます。

説明は以上です。

○萱場委員長 それでは、これから第4回、第5回のワークショップでお伺いした先生方からの意見への対応につきまして御説明させていただきます。その後、委員の方々から御意見、御質問をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、担当より説明をお願いいたします。

○上山事業調整担当課長 それでは、既存会場の3施設につきまして、これまでの委員の皆様方からの御意見を踏まえた対応状況の御説明をさせていただきます。

まず、お手元の資料2-1「第6回アクセシビリティ・ワークショップにおける既存施設に関する議題について」をご覧ください。

これまでの経緯につきましては先ほどスケジュールでもお伝えしたところですが、今日

の説明内容のポイントをお伝えするために若干補足をさせていただきます。

5月の第4回におきまして、委員の皆様方より、今後の進め方に関しまして、「改修する内容だけでなく、改修できない箇所についても説明をお願いしたい」ということと、特にハード面で整備できない箇所については「仮設や運営等で対応していくことになるため、そういったソフト面の取り組みに関する意見を伝える場を設けてほしい」といった御意見をいただきました。

そこで、下の四角囲いの中の本日第6回の議題につきましては、これまでの対応状況の御説明の際、改修を行う箇所のほか、改修できない箇所についても、その理由とともに示させていただきます。また、特にハード面で改修できない箇所等についてのソフト対策としての運営に関する御意見もこの場で頂戴したいと思います。

ただし、※印で参考として記載している役割分担のとおり、恒設部分の整備は都が行いますのに対しまして、仮設、人的サポート等運営に関する取り組みについては、2020大会時は組織委員会、大会後は施設管理者やその施設を借りてイベントを運営する主催者が検討を行うこととなります。したがって、東京都としましては、ハード面での改修が困難な箇所についての御意見や、その状況についてソフト面から御意見をいただいている場合、その御意見につきましては組織委員会などの関係機関に情報提供を行って、仮設整備や運営業務の検討、例えば誘導員をどこにつけるかですとか、そういった運営に関する御意見に関しては活用を依頼していくというスタンスになることを御了承いただければと思います。

お手元の資料2-2をご覧ください。皆様方からいただきました御意見とそれに対する対応状況について一覧にまとめたものになります。

資料の上のほうに凡例が記載してございまして、改修工事で対応する項目、改修工事での対応が困難な項目、運営等に関する項目の3つに色分けしています。このうち、水色の改修が困難な項目とオレンジ色の運営等に関する項目について、まずは2020大会での検討に際してぜひ御活用いただきたいということで組織委員会にお伝えしていくこととしています。また、2020大会での検証を踏まえまして、大会後には施設管理者やイベント主催者にお伝えすることを想定しております。

対応状況についてこの場で全て御説明する時間がないので、本資料は参考とさせていただきます、後ほど御確認いただければと存じます。

この表の中のいくつかの対応事例につきまして、資料2-3により御説明させていただきます。

きます。

○岩田委員 それでは、私から主な対応事例について御説明させていただきます。

資料2-3をご覧ください。

まずトイレに対する意見への回答についてです。

第4回、第5回ワークショップにおいては、「車いす対応トイレの数と機能分散が最終的にどうなったかを示してほしい」という御意見、それから、「異性介助が行える車いすスペースを有しない男女共用トイレを設置してほしい」という御意見、③としまして、「異性介助が行える車いすスペースを有しない男女共用トイレの設置が困難な場合は、車いす対応トイレ内に、カーテンや折り畳み式簡易椅子の設置をしてほしい」という御意見などをいただきました。

これらの御意見を踏まえて検討した結果を回答として記載しています。

①の御意見につきましては、同じフロアで選手や観客など、区分ごとに同じ利用者が使うトイレの中で車いす対応トイレに機能が集中して、その機能を必要とする人が集中してしまうことを避けるために、オストメイト洗浄装置やおむつ交換台など、男子トイレ、女子トイレに機能を設置できるものについてはそちらに設置し、車いす対応トイレには大型ベッドを優先して設置することを基本として計画しています。

資料2-4の4ページをご覧ください。こちらは東京スタジアムのトイレ機能分散の計画図です。各施設の機能分散図を本日御用意しておりますが、時間の都合上、こちらの施設を代表として説明させていただきます。

東京スタジアムの場合、2階の観客トイレには階段でしかアクセスできませんので、3階にある車いす対応トイレの中にオストメイト洗浄装置などの機能を設置しております。

こちらは2階の観客席トイレです。階段でしかアクセスできないため、車いすユーザーなど、足の不自由な方々の利用は困難です。このため、2階のトイレにはオストメイト洗浄装置やフラッシュライトといった一部の機能を設置します。

先ほどの②、③に御意見がありました男女共用トイレですが、東京スタジアムに限らず全ての既存施設で設置を検討いたしました。残念ながら設置するためのスペースが確保できないため、設置が困難です。このため、恒設での設置は困難でしたが、異性介助のための男女共用トイレについて御意見をいただいたこと、それから設置できない場合の代替案として折り畳み式簡易椅子の設置などの御意見をいただいたことを関係機関へ情報提供し、参考意見としての活用を依頼してまいります。

資料2-3の2ページをご覧ください。

トイレに関しては、④「トイレのドア鍵は、中に人が入っているか見て分かるようにしてほしい」という御意見もいただいております。

こちらの意見につきましては、利用状態が一目でわかるよう、使用していないときは扉が開いているように改修し、利便性を向上いたします。

資料2-3の3ページをご覧ください。観客席に対する意見への回答です。

①「付加アメニティ座席は階段の上り下りが不要な、通路からアクセスしやすい場所へ設置してほしい」、②「区画された観客席は階段の上り下りがある場所でも構わない」、③「対面での手話や盲ろう者対応ができるスペースを確保した付加アメニティ座席を設置してほしい」という御意見をいただきました。

これらの御意見を踏まえて検討した結果を回答として記載しています。

資料2-4の13ページをご覧ください。

こちらは、いただいた御意見をもとに付加アメニティ座席と区画された観覧席の場所を変更した図面です。

座席数の確保より使い勝手を優先し、もともと区画された観覧席があった場所に付加アメニティ座席を配置することで、コンコースからフラットに移動できるようになっています。

また、前面と側方に広いスペースを確保しているため、対面や斜めで正対した形での手話が可能となっています。

続いて、資料2-3の4ページにお戻りください。次に、情報保障に対する意見への回答についてです。

①「ピクトグラムだけでなく文字の視認性も考慮してほしい」、②「サインの大きさに関しては、近くでみるものと遠くでみるものと、それぞれ見やすいよう計画してほしい」、③「トイレの便房には機能の表示をしてほしい」という御意見をいただきました。

これらの意見を踏まえて検討した結果を回答として記載しています。

サインについては、ピクトグラムを中心とし、あわせて文字の視認性も考慮します。

大きさに関しては、近くで見るものと遠くで見るものと、それぞれ見やすいように視認距離に応じた適切なサイズのサインを設置します。

また、便房の機能に応じて機能の表示を行います。

続きまして、資料2-3の5ページをお開きください。エレベーターに対する意見への

回答についてです。

「聴覚障害者のエレベーター閉じ込め対策として、外部と連絡が取れるようにしてほしい」という御意見をいただきました。

御意見を踏まえて検討した結果を回答として記載しています。

閉じ込め対策として、緊急時の呼び出しボタンと文字が表示されるインジケーター（表示板）を組み合わせて、外部への連絡とスタッフが対応中であることが認識できるように改修します。また、エレベーターの扉をガラスにしたり、監視カメラを設置するなど、外から中の様子がわかるようにします。

続きまして、次のページをお開きください。スロープ、階段に対する意見への回答についてです。

第5回の東京体育館での現地視察においては、①「新設スロープ（幅員1,800mm）の幅を拡幅してほしい」、②「新設スロープの位置を変えたり、階段1段目ラインを変えるなどし、外構階段踊り場の形状が段により異ならないようにしてほしい」、③「変則形状の階段は前の人の背中しか見えない状況では、事故のもととなるため、人の配置をすべき」という御意見をいただきました。

御意見を踏まえて検討した結果を回答として記載しております。

新設スロープにつきましては、新国立競技場から観客流入が予想される箇所であり多くの人の往来が見込まれることから、御意見を踏まえて可能な限りスロープを拡幅します。現在の検討では有効幅員2,500mmを確保できる見込みです。

外構階段につきましては、建物の屋根の一部を形成しているものでございまして、形状の変更は困難です。このため、段鼻の視認性を向上させるほか、いただいた御意見を関係機関へ情報提供し、参考意見としての活用を依頼してまいります。

次のページをお開きください。その他の意見への回答についてです。

①「外の北側スロープの下階段を通行する人が頭をぶつける可能性があり危険。通さない工夫をしてほしい」、②「玄関扉の大きなガラス面への衝突の危険がある」、③「発達・精神・知的障害の方が、クールダウンスペースとして休める場所があると良い」という御意見をいただきました。

御意見を踏まえて検討した結果を回答として記載しています。

まず、通行に危険がある箇所につきましては、柵で囲うなど注意喚起や侵入防止措置を行います。

同様に、通路に面した大きなガラス面にも衝突防止サインを設置するなど、注意喚起や衝突防止措置を行います。

クールダウンスペースにつきましては、いただいた御意見を関係機関へ情報提供を行い、参考意見として活用を依頼してまいります。

私からの御説明は以上でございます。

○萱場委員長 岩田委員、ありがとうございました。

それでは、ただいま説明がありました内容について、意見交換に移りたいと思います。

進行については事務局をお願いしたいと思います。

○上山事業調整担当課長 それでは、ただいまから意見交換を開始いたします。

御意見、御質問のある方は、挙手をしていただき、その後御発言いただくようお願いいたします。お名前と御所属も初めにおっしゃっていただければと思います。

それでは、よろしく願いいたします。

越智委員、お願いします。

○越智委員 東京都聴覚障害者連盟の越智です。意見を申し上げたのですが、変わっていないので、改めて申し上げます。

資料2-3の2ですけれども、トイレのドアの鍵で見てわかるようにほしいという意見をしたという説明がありましたけれども、真ん中あたりに「困難な場合」と書いてあります。いないときはあくから大丈夫と捉えられると思うのですが、その場合、見てもわからない状況になるという心配もあります。もし全部入っていて閉まっている場合、全部入っているのか、あいているのか、わからなくて迷う人もいると思うのです。あいていれば見てわかるから大丈夫という考え方は避けていただきたいと思います。あく場合でもきちんと見てわかるようにつくってほしいので、「困難な場合」という文章は除いていただきたいと思います。原則どんな場合でもわかりやすいように、入っているときは必ず見てわかるようにしていただきたいと思います。

○齊藤建築技術担当 事務局の齊藤から回答させていただきたいと思います。

越智委員の御意見のとおり、施錠状態はわかりやすくはしたいと思っておりますが、こちらで「困難な場合」と書かせていただいたのは、実はトイレのブースの製品を調査しまして、鍵はどのメーカーも大きくてわかりやすい表示の製品が既製品で全くなかったものですから、今私どもで考えているのは、トイレがあいている場合には、例えば内側の壁の色、ブースの色を変えるとか、サービスエリアにあるような、フラップが突き出てあいて

いるかあいていないかわかるような形とか、鍵自体の製品はなかなか適当なものがないので、それ以外の方法で何かわかりやすいことができないかというところを工夫してまいりたいと考えております。

○上山事業調整担当課長 越智委員、もう一度お願いいたします。

○越智委員 越智です。

説明はわかりました。ただ、私は大きさにこだわっているわけではないのです。小さくても見てわかればいいわけです。赤いぽっちでもいいのです。入っているのがわかればいいのです。全部閉まっていて誰もいなければ、それだけではわからないので困っているわけです。例えば鍵をかけると赤いぽっちがつくとか、そういう工夫をしていただきたいと思うのです。よろしくお願いいたします。

○齊藤建築技術担当 その程度であれば既製品で対応が可能ですので、対応してまいりたいと考えます。

○岩田委員 文言につきましても、「困難な場合は」という表現は誤解を招くと思いますので、「できる限り」といった表現を考えたいと思います。こちらについては修正したいと思います。

○上山事業調整担当課長 越智委員、大丈夫でしょうか。

それでは、先ほど手が挙がっていました笹川委員、お願いします。

○笹川委員 第5回のワークショップのときに発言したことに対する回答がないのですが、どういうわけでしょう。その折に申し上げたのは、東京体育館の場合は誘導ブロックも音声案内もつけないということだったので、それなら人的な対応をしてほしいということですが、回答を下さい。

○岩田委員 今の御意見は、東京体育館のメインアリーナの入り口までの誘導ブロックのお話と理解してよろしいでしょうか。

○笹川委員 場内です。

○岩田委員 トイレなどということですか。

○笹川委員 はい。

○齊藤建築技術担当 事務局から回答させていただきます。

東京体育館に限らず、全ての競技施設について、メインアリーナの利用形態がそれぞれイベントによって全く異なってしまうことから、基本的な考え方としては人的対応が常時可能な受付窓口へ誘導するという事を考えておまして、受付窓口から座席への御案内

は人的対応ですとか、イベントのときは、例えば東京体育館でのイベントの事例で申し上げますと、イベントのときだけ仮設で設置する誘導用ブロックというのもイベントによっては敷設しておりますので、イベントに応じてそういった運用による対応ということを考えております。これは東京体育館に限らず、東京スタジアムですとか武蔵野の森スポーツ施設、辰巳も共通の考え方になっております。

○笹川委員 大きな会場でブロックを敷くとか、そういうことはもう不可能だと私たちは考えているのです。あの体育館も、あの中に誘導用のブロックを敷くことは全く不可能。そこでこの前提案しましたのは、重度の視覚障害者の場合は介助者が同伴するという形をとってほしいということをお願いしたのですけれども、それに対して都はどのように考えておられるのですか。具体的に、同行援護事業者とか家族の者とかが同伴した場合、対応してもらえるのか。先ほどの回答を聞いていると、聴覚障害者の場合は手話通訳が左斜め前に座って通訳するということまで決めているのです。視覚障害者の場合は例外ですか。その辺、明確に御回答ください。

○上山事業調整担当課長 事務局、上山です。

笹川委員のおっしゃっている重度の視覚障害のある方については同伴者が必ず必要だという御意見は承知しております。同行援護支援事業、東京都の福祉保健局のほうで、同伴者を伴う場合は東京都から補助金を出しますということに関しては区市町村の判断になりますので、環境が整っているかどうかという環境を見た上で、支援の対象になるかどうかを個別に判断していくと聞いております。ですので、2020大会に際して同伴者を伴いたいということに関しては、申請をいただければ個別に判断いただくということになります。

○笹川委員 そのことをこの回答文に書いてください。土壇場になってできないなんて言われたら困りますから。

○上山事業調整担当課長 この場で支援ができるかできないかということはお答えできないのですけれども、支援の対象として検討されるということは福祉保健局には確認しておりますので、ご意見をお伝えしたいと思います。

○笹川委員 いずれにしても、土壇場になって行けないなんていうことのないように、ひとつ配慮していただきたいと思います。

○上山事業調整担当課長 同伴者に御一緒に来ていただくことについては主催者として断るとかいうことでは全くないので、連れてきていただいて構わないのですけれども、支援

の対象になるかどうかということですかね。

○笹川委員 視覚障害者に対する理解が全くないのです。ボランティアの方が会場の入り口から席まで案内すればそれでいいというものではないのです。実際に観戦しようと思ったらそれなりの説明も必要だし、途中でトイレに行ったり水を補給したりするようなことは介助者でないとできない。ボランティアが一々そこまで行ってできるか。全く現実性がないのです。その辺を東京都はどう考えているのか。ボランティアがただ席に案内すればそれでいいと思っているのか。その辺をはっきりしてください。

○上山事業調整担当課長 現在、2020大会で人的サポートをどうしていくかということについて、詳細についてはまだ決まっておられません。ただ、基本的な考え方として、会場の入り口から席に御案内するような人的サポートは検討しております。委員がおっしゃった、観戦しているときに競技の状況がわかるような解説をする、それから途中で席を立ってトイレに行ってまた戻ってくる、そこに関して人的サポートをすることがどうかというのは今まだ決まっておらず、2020大会に際しては組織委員会が人的サポートの業務の内容を検討していますので、お伝えはさせていただきたいと思っています。

○中野委員 今の質疑に関連して。慶應大学の中野です。

笹川委員が言われたことは、本来であれば視覚障害者が単独で移動できるようにハード面の整備をすべきであるけれど、それができないので、人的支援等で対応しようという御回答があったわけだから、人的支援のシステムは確実に整えて欲しいということです。人的な支援には多様な方法があると思うのですが、それが担保されないと、本来、視覚障害者のために用意すべきハードもソフトも何もなくなってしまうことになります。実際の大会のときに人的支援がどうなるかわからないのであれば、やはり点字ブロック等をきちんと整備すべきであるという意見にせざるを得ないと思うのです。事務局のお立場もよくわかるのですが、本来用意しなければならない視覚障害者が単独で利用できるようなハード面の整備が十分にできないわけですから、ハードの不足を補うためのシステムをちゃんと導入する必要があるということを書き添えていただく必要があるのかなと思います。

ご説明があった同行援護についてです。同行援護が使える視覚障害者の場合は、同行者が情報保障をするということは制度としてできることになっていますし、オリンピック・パラリンピックの観戦というのは事業の目的からすれば利用可能であるということはわかっています。問題なのは、同行援護で一緒に行く人が必ず隣の席にいないければ情報保障ができないにもかかわらず、同行者の席を確保するためのシステムが現時点では明確にされ

ていないことです。これは運用上の話になってきますので、ここには書き込みは難しいかもしれませんが、例えば、手話通訳や盲ろう者通訳・介助の場合には、介助員や通訳者がちゃんと席を確保できる条件が整えられているのに、視覚障害者の同行援護に関してはそれが言及されていないというのはフェアではないのではないかという御意見だったと思います。同行援護を含めて人的支援で対応とするなら、そこでどんな整備を整えなければ視覚障害者が観戦できないかということを明確に記していただく必要があると私も考えます。

同時に、先ほどの笹川委員の御意見で館内の点字ブロックの話があったのですが、東京体育館は点字ブロックの主要な動線がサブアリーナにつながられています。例えば、オリンピック・パラリンピックのときにどこに受付窓口が置かれるかわかりませんが、その受付とは違うところに誘導されてしまう。それから、ふだんのイベント、例えば東京体育館はスポーツ観戦だけではなく、さまざまなイベントが行われています。そのときにサブアリーナに誘導されてしまうと、視覚障害者はそこからどのように受付等を行えばいいのかわからないという問題が出てきてしまいます。本来ならばメインのアリーナに誘導されて、そこで人的支援に出会うことができ、そこからさまざまな移動ができるということが保証される必要があると思いますが、現在はそうになっていません。

前回のワークショップの後、私は、東京体育館を単独で利用している視覚障害者がいるかどうかを調べ、インタビューもさせていただきました。東京都内には結構な数の全盲を含めた視覚障害者が単独で東京体育館を利用していることがわかりました。彼らは現在困っておられます。例えば、月に2回程度、水泳施設を利用している人がいます。東京体育館には、毎月行っているのに、単独で行くことができる。しかし、館内は視覚障害者用の配慮がなされていないので、人的支援が必須。窓口の人がいれば連れていってもらえるけれども、そうでないときには、ひたすら人に出会えるのを待つしかないということでした。単独で移動しようにも、階段のところに点字ブロックがない等の問題があって危険なので、単独では移動できない。ただひたすら人的支援に出会えるまで待たなくてはいけないという問題が現在、東京体育館で起こっています。

今回のオリンピック・パラリンピックで視覚障害者が東京体育館を利用することを考えた場合、ハード面の整備が十分には出来ないわけですから、サブアリーナからの人的支援をどう提供するかを明確にしておかなければなりません。視覚障害者への人的支援は、単なる運用の問題ではなく、ハード面の整備が出来なかったことに対する補償だということ

を明確に書いておく必要があるのではないかと思います。多分、他の施設に関しても同じように考えなくてはいけないのではないかと思います。

○上山事業調整担当課長 ありがとうございます。

○高橋副委員長 関連していいですか。東洋大の高橋です。

いくつか回答しにくい点も見受けられていますので、持ち帰っていただいて、それから笹川委員にも御理解をいただく形でもう一度精査していただくのが一番いいと思います。いろいろな方法があると思いますので、表現の仕方もあると思いますし、書けるところと、組織委員会とかいろいろなところに任せてしまうところもありますので、その辺、少し区分けをして整理してから書いたほうがいいのではないかと思います。

○上山事業調整担当課長 ありがとうございます。

少し補足をさせていただきますと、資料2-2の3ページの下の方の「2020大会の運営等に関するご意見」の2行目に、笹川委員が言われた趣旨、「視覚障害者用誘導ブロック」や「音声誘導装置」がない場合は……同伴者の帯同が必要となるため……」というところは書かせていただいたのですが、以前いただいた御意見ですと同伴者の入場料に関して配慮ということでしたので、先ほどはここに触れなかったのですけれども、例えば観戦に際して情報保障をする場合の席の配置の仕方、これはチケット販売の話になりますし、同伴者の帯同が必要となるので、人的サポートの業務の中味についても組織委員会に検討をお願いしていくという文言についてはこちらで検討し、きちんと記載させていただく方向で考えたいと思います。

○笹川委員 よろしくをお願いします。

○岩田委員 今の議論をお聞きしまして、人的支援について、同行者・同伴者のあり方みたいなことについて東京都もしっかり受けとめないといけないという認識は持ちました。

一方で、今回のワークショップで私どもがお約束できるのは施設改修までだと思うのです。その後のソフト対応ですとか備品の部分についてはただでできるものでもないで、じっくり検討させていただきたいという時間軸の問題がございますので、今回のお話は問題認識として記述はしたいと思うのですが、東京都の約束とか御回答という部分はまだお約束しかねるという状況でございますので、そういったところで表現を工夫させていただければと思います。

○中野委員 状況をよくわかっていて言っているのですが、設備が整えられないということをも明記してほしいのです。視覚障害者が利用するために本来必要な施設・設備がいくつ

かのところでは整えられませんということを明記してほしいのです。そうすると、それ以外のことで対応しないといけないということは時間軸で考えていただいて、ゆっくり対応していただければいいのですが、対応できていないということが明記されていないと別問題として扱われてしまうということがあるのではないかと考えて確認させていただきました。

○上山事業調整担当課長 ありがとうございます。

それでは、先に手が挙がっていた菊地委員、お願いします。

○菊地委員 東京都精神障害者団体連合会の菊地と申します。

資料2-3の7で、「発達・精神・知的障害の方が、クールダウンスペース（ついたてを立て長椅子を2～3脚程度設置等）として休める場所があると良い」という意見があったということになっておりまして、私もこのような意見を述べたのですが、私が述べたのは救護室に関しての意見で、救護室に関しては、資料2-2の3ページ目に、「救護室を設置」、「救護室には看護師を配置」と明確に書いてあるのですが、この救護室というものと、ここに書いてあるクールダウンスペースというものは別物だというような書き方になっているのです。クールダウンスペースがあればよいということになると、救護室はいけれどもクールダウンスペースはあるのだという話になってしまうおそれがある。私はそのようなことを申し上げた覚えはありません。クールダウンスペースというのは、ないよりはあったほうがいいのですが、医師とか看護師がいないところでスペースだけがあってもどうしようもないのです。だから、「場所があると良い」という書き方では不十分なのです。このような場所を設けるのであれば、このクールダウンスペースにも看護師を配置しなければだめなのです。それは私が説明しなくてもわかると思うのです。実際に知的障害の方とか精神の方とかがパニックを起こしたときに、その人をただその場所に持っていけば事が済むかという、そういうことはないわけです。その場所で発作みたいなものが起こったことに対応してもらえという意味でのスペースですから、ここにクールダウンスペースがあるからよかったね、めでたしめでたしという話では絶対にはないです。このままだとそうなる可能性があるのを指摘しておきますが、もしクールダウンスペースを準備するとしても、看護師の配置抜きではだめです。看護師の配置をしていかないと対応できないので、場所だけあっても意味がないので、申し述べておきたいと思います。

○岩田委員 救護室と休憩スペースで、私どもの認識ですが、これは委員の質問が重複した関係でこういうことになっていると思いますが、私ども、救護室には看護師を配置するべしという御意見については正しく認識しているつもりでございます。休憩室は救護室が

あった上での御意見だと認識しておりますので、こちらは看護師なしということになるのですけれども、それは救護室に看護師がいた上でのスペースという認識であります。何か誤解を招くようであれば表現を再考したいと思いますが、別に趣旨を取り違えているものではないと思いますので、この書き方でよろしいのかなと思っているところでございます。

○菊地委員 誤解を招くんですよ。このままだと、受け取ってしまう人は、東京体育館の場合だけでなく、この場所では救護室は設置できなかったけれどもクールダウンスペースを設置したからいいでしょうという話にすりかえられてしまうということです。そういう誤解を招くおそれがあるということで、救護室の概念がわかっているということはこちらでも承知しておりますけれども、それだけでは不十分だということを申し上げているのです。だから、例えば、看護師を配置しない場合でも、必ず看護師が対処できることを保証するというのかな、そういう文言がないと誤解されるのではないですか。この文章だけを読めば、場所があればいいということになりますよ。場所をつくったでしょう、よかったねということになりますよ。だから、そうではないということにするのであれば、必ず看護師が対応する状況を整えるみたいな文言がないと不十分だということを申し上げたい。

○上山事業調整担当課長 事務局、上山です。

整理させていただくと、クールダウンスペースと救護室とそれぞれ御意見をいただいています。救護室については、恒設のきちんとした部屋で、看護師がいるという部屋を想定しています。クールダウンスペースというのは、東京体育館の現地を視察いただいたときにデッドスペースみたいなところがあったので、そのスペースの活用という意味も含めて、衝立を置いたり、運用で仮設としてそこにクールダウンスペースをつくらうということです。なので、岩田委員が言ったとおり、救護室があった上でのクールダウンスペースの話になります。

看護師の配置に関しては少し視点が異なりまして、救護室に看護師を配置するかどうかということで、必ず救護室には配置してほしいということだと思うのですけれども、看護師を伴った部屋を救護室と呼びますので、救護室には看護師はいらっしゃいます。ただ、資料2-2の3ページに書かせていただいているとおり、恒設でどの施設でも各階に救護室を設置することはスペースの関係から困難です。ただ、会議室というスペースはございますので、例えば来場者数が多い場合ですとか、イベントごとに会議室を一時的に救護室として転用することは考えられます。ですので、菊地委員の御意見に関しては、必要な方が救護室で看護師の支援を受けられるという状況について御意見をいただいているので、

御意見は関係機関にお伝えして活用を依頼していくということは事務局としてさせていただきたいと思っています。

○菊地委員 私は、救護室に関してはそれでいいけれどもクールダウンスペースではそれではだめだよということを何度も申し上げているのですが、まだ伝わっていないようなので再度申し上げます。クールダウンスペースに誰もいない状況で、会議室がもったいないからクールダウンスペースにしたということで、誰かが持ち込まれたときに誰が対応するのかということをお願いしているのです。誰もいないところにスペースだけあっても意味がないということで、場所がもったいないからスペースをつくるということだったら意味がないということを再三申し上げているのですが、まだ伝わっておりませんね。クールダウンスペースをつくることに反対しているわけではないのです。つくるのはいいけれども、看護師を配置してくださいということを再三申し上げているのです。誰もいないところにスペースだけあっても、だったらつくらなくてもいいですよということを申し上げているのです。

○岩田委員 この休憩スペースを設けたほうがいいのかというのは、私の記憶が確かであれば、永田委員からいただいた御意見でございます。それが並んでしまっているので考え方を整理しなければいけなくなっているのかと思っていますが、看護師のいない休憩スペースというのはあってはいけないのかどうかと逆に問いかけさせていただければまとまってくるかと思うのですが、そこら辺はいかがでしょうか。

○菊地委員 あってはいけないなんていうことは言っていませんけれども、そうなった場合、これも前に私がこの場で申し上げたことですが、休憩室という名前のところにパニックがあった人を連れ込むことは不可能だということを言っているのです。休憩室というところがクールダウンスペースを兼ねるということは事実上不可能です。どういうことかという、そこが休憩室だからということでお母さんと子どもが休憩しているとします。これも前に申し上げた意見ですけれども、伝わっていないからもう一回申し上げますけれども、お母さんと子どもが休憩室を利用して何で悪いのという話になるわけです。いや、クールダウンスペースとして使いたいのです、だったらクールダウンスペースを別に設けていただけますかと、私がお母さんだったらそう言いますよ。私が休憩室を使って何が悪いんですかということになりますよ。だから、私は休憩室を設けることがいけないと申し上げているわけではないのです。ただ、休憩室とクールダウンスペースは兼ねられない。クールダウンスペースを休憩室で転用することはできます。でも、休憩室をクールダウン

ペースに転用することはできないということを再三申し上げているのですが、まだ伝わっていないようですね。

○岩田委員 すみません、伝わっていないのではなくて、両方必要だという認識で書いておりますので、どうでしょう、この救護室の「いざという時のため、救護室には看護師を配置」という御意見の部分に、看護師のいない休憩スペースでは兼ねられないのだということとをさらにつけ加えさせていただくというのはいかがでしょうか。資料2-2の3ページの6番に救護室と入れておりますが、「いざという時のため、救護室には看護師を配置」というところに今いただいた詳細な認識をさらにつけ加えさせていただくというような処理をさせていただくのはいかがでしょうか。いずれにしても、これは関係機関に情報提供を行いまして、大会時の運営計画の中で検討していただきたいと思っておりますので、正しく認識を伝えるという意味で、そのような処理はいかがでしょうか。

○菊地委員 正しく認識を伝えるのであれば、救護室というところにそれを書くのは意味がないです。救護室というのは大体そのイメージで整備されていると伺っておりますので、そこには何も書き加える必要もないのですが、私が再三再四申し上げているのは、クールダウンスペースのところの説明に加えてくださいということです。

○上山事業調整担当課長 菊地委員、ありがとうございます。

そうしましたら、この書き方につきましては預からせていただいて、また別途御相談させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

では、永田委員、お願いします。

○永田委員 クールダウンスペースにつきましては私からお願いした件です。

これは人数的なバランスのようなものもあるかと思うのです。救護室に看護師さんが、ということはよく了解しております。休憩室全てにというのは、そこで準備していただいて活用できるかどうかというあたりも難しいところですので、例えば、看護師さんがいらっしゃらないけれども、休憩室を利用して何かがあった場合に看護師と連絡をとれるような状況をつくっておくとか、すぐに看護師に来ていただくとか、そういう対応も考えられるのではないかと思います。

それから、私がお願いしたクールダウンスペースというのは、本当にどなたも来てくださらなくてもいいので、誰もいないスペースが欲しいということも確かにあるのです。そのための場所、特別つくらなくても、ちょっと衝立があるとか、そういうところが欲しいというお願いですので、100%そういうところに看護師さんがいるというつもりで申し

上げたわけではございません。そのあたりの連携とか、ほかのスタッフさん、研修を受けていらっしゃるような会場の方が、どのように対応して、どう連携をとってくださるかとか、これからは共生社会ですので、それぞれ分けてしまって、こういう人はここだけとか、専門的な看護師だけということではなくて、みんなで助け合えるようなことも大事かと思っています。私がちょっと違うとすれば、休憩室とクールダウンスペースでたまたま親子さんとかが居合わせてもいいのかなと思っているのです。お互いにそこをどう譲り合っていくとか、理解し合っていくかということも大切なので、そこは余りはっきり線引きしないほうがいいのではないかと個人的には思っております。

○上山事業調整担当課長 ありがとうございます。

それでは、救護室、休憩スペースについては書き方を検討させていただきたいと思います。

ほかにもいろいろ御意見があると思しますので、ほかの項目について御意見を……

では、市橋委員、お願いします。

○市橋委員 僕の聞き方が悪いのかもしれないけれども、東京スタジアムの場合、エレベーターかなにかで3階に降りて、そこにオストメイト機能や何かを突っ込んでしまうと。僕の聞き方が悪かったら、そこをもう一回説明してください。機能分散。僕の聞き方が悪いのか、耳を疑ったのですけれども。

○齊藤建築技術担当 事務局から再度改めて丁寧に説明させていただきたいと思います。

皆様、お手数ですが、資料2-4の3ページをご覧くださいませでしょうか。

今ご覧いただいているのが東京スタジアムの2階の図面になります。こちらは観客の方がお使いになるトイレとして置かれているものです。ただし、こちらの場所につきましては上からも下からも階段でしかアクセスできない場所になっております。

一方で、この1つ上の階、次の4ページ目です。こちらが3階になります。3階はコンコースと呼ばれているところとして、観客席の後ろには外周一周ぐると観客用の通路があるフロアです。

○市橋委員 入り口からバリアフリーで入れるところだね。

○齊藤建築技術担当 そうです。こちらについては、第4回でも説明させていただきましたが、1階の道路からこちらの階にアクセスできるエレベーターも2基設置いたしますので、こちらにはバリアなく、どなたもアクセスできるように改修することを計画しております。こちらの3階の部分と先ほどの2階の部分とあわせて機能分散を検討しています。

先ほどの市橋委員のお話にありました2階の部分に関しても、3階の部分に関しても、どちらにもオストメイト洗浄装置ですとかおむつ交換台がそれぞれつくのですけれども、先ほども説明したとおり、2階には車いすの方とかはアクセスできないものですから、車いす対応の便房とか3階に分散して設置している大型ベッドつきの車いすが入れるような広いトイレはありませんという説明になります。なので、2階のトイレには、オストメイト洗浄装置とか、おむつ交換台とか、ベビーチェアとか、特に車いすの方以外の方がお使いになることを想定して機能を配置している。また、3階においても、複合的に障害をお持ちの方もいらっしゃいますので、オストメイト洗浄装置があるようなトイレも設置しています。

○市橋委員 一応もう一回この図を見て、そうすると僕の記憶が、車いす席というのは、これと言えば何階にあるわけ？

○齊藤建築技術担当 車いすについては、この3階の部分です。

○市橋委員 3階の通路部分ということか。

○齊藤建築技術担当 はい。それで3階の部分に新しくつくります。

また、もう一つ、この資料で言いますと、2ページをご覧くださいませでしょうか。同じ資料2-4の2ページになります。こちらの2ページが道路から直接アクセスできるところになっていまして、車いす利用者用の駐車場もあるフロアになっています。ここから直接スロープを使ってアクセスする1階席というのも今現在あります。なので、こちらの1階席と先ほど御説明した3階席、この2つの席が車いす席として用意されています。そのどちらにも車いす対応のトイレはございます。

○市橋委員 車いすトイレは、増設はしないの？

○齊藤建築技術担当 増設については、先ほどの3階の部分に増設します。

○市橋委員 3階はするけれども、1階は？

○齊藤建築技術担当 1階はスペースが取れないので、増やしません。

○市橋委員 もう一回この図を見たいと思いますけれども、1階は今のままでも20台ぐらいの車いすが入るといことで、それに対するトイレの数が十分かどうかというのをもう一回見ていかないとまずいかなと思うのと、3階部分ももう一回検討させてもらいます。数と時間差がどうかというところが、僕もいきなり見て、特に図面には弱い人間ですから、わからないですけれども、ちょっと考えていきたいということと、せっかく機能分散をやったなら、この説明を、少なくとも今でいう誰でもトイレを使う人に、そういう機

能分散もやっているんだよという情報を、オリンピック・パラリンピック大会時も、あるいは普通のときも、どうやって使えるかは考えていきたいと思います。僕も無い知恵を出していきますから。

○齊藤建築技術担当 ありがとうございます。

説明させていただきますと、3階に車いす席を増設することを検討した結果、今現在、7つ増やせるのですけれども、それ以上はどうしてもスペースがなくて増やせませんでしたというのが回答になりますので、これ以上恒設でトイレを置くのは難しいと判断しています。

○市橋委員 機能分散をきちんとこれだけやって、機能分散をやったということをPRできたら、例えば、車いすでないオストメイトの人は階段をおりていこうとかいうことも考えられるわけで、そういう意味で、限られたスペースの中で最大限努力したということ、最大限かどうかはわからないけれども、努力したという結果をどう伝えていくかも重要なと感じますので、そこら辺を考えていったらいいかなと思います。

○齊藤建築技術担当 御意見ありがとうございます。

ハード整備を担当しています我々改修工事としては、まずはサイン改修の中でどれだけきちんと機能分散を皆様にわかりやすい形で御案内できるかというのは検討してまいりたいと思います。それにプラスアルファで、いかに都民の皆様に周知していくかというところについては今後運用の中で検討していくことになるかと思っておりますので、関係部署に働きかけを行いたいと考えております。ありがとうございます。

○市橋委員 もう一点、手短かに意見だけいいですか。

先ほどの救護室と休憩スペースの問題だけれども、永田さんが言ったように機能分散をきちんとやっていくことと、その中で、例えばこの場所ではない後の場かもしれないけれども、ボランティアを最大限使おうとした場合、そういう問題がわかった人を養成していくということが必要だと思うのです。例えば、肢体不自由者の中でもてんかんを持った方がいて、こういうオリンピック・パラリンピックの、皆が気分高揚する場だと、そういうのが出てしまう場合もあるので、そういうことも考慮して、だからボランティアというのは、何というのかな、専門別につくることも必要だよ、人的サービスというのは人がいればいいという問題じゃないよねということもどこかに書き加えていただきたいと思います。

○高橋副委員長 東洋大の高橋ですけれども、今の市橋さんの御発言を受けて、資料2-

3の1ページの回答の書き方を再度御検討いただきたいのです。回答の①です。「オストメイト洗浄装置」や「おむつ交換台」等の機能を車いす対応トイレ（男女共用）や男子トイレ……」と続きますけれども、こうすると車いす対応がまた多機能になってしまうのです。だから、「オストメイト洗浄装置」や「おむつ交換台」等の機能を男子トイレ、女子トイレ等に分散し、車いす対応トイレの優先的利用に対応します」とか、「車いす利用者が車いす対応トイレを優先的に利用できるように配慮する」とか「対応する」とか、そのように順序を少し変えていただきたいと思います。実際にはいろいろ難しいことがあることは承知しています。機能分散ではなくて、このまま読むとまたもとに戻るような書き方になってしまいますので、よろしく願いいたします。

○市橋委員 もう一個つけ足すと、これは大事なことで、例えば男女共用ができないからカーテンをつけるというのも致し方ないと理解してしまう面もあるので、例えばカーテンなんかもちんちんと、カーテンをつけたからいいのではなくて、そこがどこでやるかがわからないと本来の機能はしないわけ。そこへ行くと、なぜカーテンが必要かということを経営者といういろいろな特殊なトイレを使う人が、お互いに理解できるようなもっていき方をこれから考える必要があるかなと思います。

○上山事業調整担当課長 中野委員、お願いします。

○中野委員 サインについて、資料2-3の4ページで、情報保障（サイン）に対する意見への御回答をいただきました。この回答の内容については御回答いただいた内容で非常によいかと思うのですが、少し注意していただきたい点がありまして、今資料を配布させていただきます。

国土交通省のバリアフリーガイドラインの中に文字の大きさや書体に関する記述がございます。その記述は、端的に申し上げますと、5年前に議論されたものであり、なおかつ、文字の大きさに関するガイドラインは、視力に障害のない人、視力0.5以上の人を対象としたデータに基づいて策定されたものです。これはエコロジー・モビリティ財団にも確認させていただいて、どういう手順でこのガイドラインの文字サイズの規定がつけられたかということについて確認させていただいております。

そのガイドラインの中には、日本語の和文に関しては、例えば、1～2mの距離で見えることを想定しているものは文字高が9mm以上と書いてあります。この9mmというのは実は非常に小さな文字で、今、A3の大きな資料を配らせていただいたのは、実際にその9mmのサイズや、それぞれの距離に応じて、18mmとか、さまざまなサイズが書いて

あるのですが、それを実際の文字の大きさを表現したものです。一番小さな文字が9 mmの文字高になっているのですが、これを1～2 m、例えば2 mの距離から見ると考えていただくと、かなり小さな文字になるということを確認していただけるのではないかと思います。サインがどこにあるかが既にわかっている、なおかつ、ここには多分トイレのサインか部屋番号のサインかどちらかであるということが十分にわかった上で確認するには、視力に障害がなければ、このぐらいのサイズで大丈夫だと思います。しかしながら、高齢や弱視で視力が低いの人を考えると、このサイズでは全く見えないということになります。

ちなみに、30 cmの距離で換算し直しますと、30 cmの距離で8～9ポイントくらいのサイズの文字を見ることに相当します。通常私たちがよく使っているワープロソフトは、標準で10.5ポイントぐらいのサイズになるようになっています。10.5ポイントよりもさらに小さな文字で表示されているとお考えください。私などはもう老眼が進んでいて、ワープロの標準のサイズである10.5ポイントは余りにも小さいので、今日の配布資料も12ポイントに拡大してあります。

これよりもさらに小さな文字で見るとを想定しているのが今のガイドラインの基準であるということをお知らせください。その上で、サイズを決める際には、ガイドラインにも9 mm「以上」と書いてありますので、十分に視認できるサイズを御検討いただきたいと思います。ガイドラインに書いてあると、「9 mm」と書いてあるので9 mmだったらいいのかなと考えてしまいがちですが、9 mmだと多分サインは全く理解されなくて、多くの方が利用するオリンピック・パラリンピック時には大混乱が起こってしまうだろうと考えられます。現在、例えば鉄道事業者等が鉄道で配置しているサインのサイズを見ると、これよりもはるかに大きなサイズを使っています。

それから、書体に関しても、5年前のガイドラインでは、その当時まだユニバーサルデザイン書体はほとんど出ておりませんでしたし、科学的なエビデンスも蓄積されていなかったので、例として角ゴシックの例が書いてあります。しかし、この角ゴシックの文字ではさまざまな誤認識があるということがわかってきたので、日本のフォントメーカー各社は積極的に誤認識を防ぐためのユニバーサルデザイン書体を開発しております。ところが、ガイドラインには角ゴシックと書いてあるので、この例の中にある角ゴシックを使えばよいのであろうと勘違いされてしまうケースもあるようです。従来の角ゴシックをUD仕様にしたUD角ゴシックというのがあるのですが、それが例に入っていないので、U

D角ゴシックよりも単なる角ゴシックの方が良いと思う事業者が出てくるわけです。何社かには確認しているのですが、数字を見間違えとか文字を読み間違えてしまってさまざまなトラブルがあるためにUD書体をつくったと各社は言うておられますし、そのための科学的なエビデンスもそれぞれオリジナルの方法で得ておられますので、この書体に関しては、ガイドラインの例にある書体だけがよいと言われているわけではないことを了解した上で、それぞれの設備の文字サイズや書体をお決めいただきたいと思います。

でき得るならば、実際に想定される弱視の人たちや高齢者が十分に確認できるかどうかを確認していただいた上で、サインについては位置を含めて御検討いただけるとよいと思います。

ちなみに、文部科学省では、文部科学大臣が拡大教科書をつくるときの規格を定めており、文字サイズは読書距離で18～26ポイントとしています。比較のために今の国交省のガイドラインを換算すると8ポイント程度になります。読書とサインでは必要な文字サイズが異なることとは言え、半分以下というサイズというのは小さすぎると思います。したがって、最低限でも国交省のガイドラインの倍以上のサイズが必要だと考えられるというのを申し添えさせていただきます。

○岩田委員 御意見ありがとうございました。

実際の施設改修に当たりましては、この御意見を踏まえて検討していきたいと思っておりますし、見る距離と大きさは我々も非常に悩むところですので、中野先生にも引き続きアドバイスをいただいて決めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○中野委員 御回答ありがとうございました。

今の御回答を受けた上で、もう二つほどサインの関係でお話があるのですが、1つは、非常時のサイン表示をどうするかということです。現在、消防庁で非常時のサインをどうしようかという議論がなされていて、私もそのメンバーの1人として入らせていただいております。これからデジタルサイネージを始めとしてさまざまなサインの表示のガイドラインが出てくるかと思うのですが、緊急時にどのように避難していくかというのはすごく重要な話で、これまでのこのワークショップの中では十分に議論されてこなかったと思います。消防庁で今検討しておられるので、その結果を待っておられるのだと思いますが、ぜひ消防庁で今回決められるガイドラインに基づいて非常時のサインも考えていただけるとよいと思います。

もう一点は、磁気ループのサインです。これは、本来は越智さんから発言していただい

たほうがよいかと思うのですが、例えばロンドンでは、磁気ループが使えるところには全て、磁気ループが有効ですよというサインがさまざまな窓口やバス停、駅等に設置されています。磁気ループを示すサイン、ピクトサインというのがさまざまなところに設置されていて、かなり多くのところに磁気ループ対応の場所があるということがわかるようになっています。今回、磁気ループの細かなサインの話はなかったのですが、補聴器を使っている聴覚障害の人にとっては磁気ループがどこで有効かということが一目瞭然でわかるようにしていくことは重要かと思しますので、サイン計画のときにあわせて御検討いただければと思います。

○上山事業調整担当課長 ありがとうございます。

ほかにご意見のある方はいらっしゃいますか。

永田委員、お願いします。

○永田委員 知的障害者育成会の永田でございます。2点ほど申し上げます。

まずトイレについてですが、男女共用トイレの設置が、改築の場合は困難ということは十分承知しておりまして、多機能の中でカーテンや簡易椅子で対応していただくということで、その御努力に感謝いたします。

その際に、機能について、共用で使えるということのをこれからどのように表示していくかということや都民への周知ということも含めて御検討いただきながら、新築での共用とどのように共通性を持たせていくかというあたり、今後のいろいろな建築に当たっても生かされると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それに当たりまして、無理を承知での提案ですが、資料2-4の東京スタジアムトイレ機能分散の2階の図ですが、ほかは難しいかと思うのですが、ここを拝見しましたら、トイレは男子が15、女子が15、合わせて30あるのです。新しく共用トイレとして作り直すのは難しいとしても、この30ある中の1カ所でもいいので、完全にオールジェンダーといいますか共用のスペースにしてしまうことは物理的には不可能ではないのではないかと。今この東京スタジアムの配置を見て改めて思ったものですから、1つの提案としていかがなものでしょうかということをお願いいたします。

もう一点ですが、資料2-2の3ページの一番下の運営に関する意見の最後ですが、接遇の研修についてです。これは運営面であることは十分に了解しておりますので、今回のワークショップ以降の課題であることは承知しておりますけれども、施設の環境の限界、ハード面の限界をどう補うかということも含めて、先ほどの休憩室などでの対応の

ようなこともございますので、今後、研修に当たって、具体的な内容とか方針とか、きちんと東京都のほうで、ソフト面になりますけれども、ハードをどう補っていくかということとを具体的に打ち出していきたいというようにお願いしたいと思います。

○上山事業調整担当課長 ありがとうございます。

ほかに意見のある方はいらっしゃいますか。あとお一方ぐらいでお願いしたいのですけれども。

では、越智委員、お願いします。

○越智委員 越智です。先ほど中野委員がおっしゃった磁気ループのサインについてです。

私どももいろいろとサインのあり方を検討しております。現在は全日本連盟が進めている手話のマーク、筆談マークがございます。ほかには難聴者団体が進めている緑色の矢印がついているマークもございます。あれはどちらかというと難聴者の筆談マークに近いものです。聴覚障害者全体を示すマークは今のところございません。昔は世界ろうあ連盟がつくったマークがありましたけれども、現在は使用しておりません。現在我々のほうで新しい聴覚障害者全体をあらわすマークをつくろうと検討を進めているところです。あわせていろいろなサインが必要だと思っています。ループがある場所だけではなくて、情報保障として、遠隔通訳を使っているいろいろな情報保障もやっていますので、そのような情報保障があるということがわかるマークも考えたいと思っています。

中野先生、その際はご協力をお願いします。

○上山事業調整担当課長 ありがとうございます。

それでは、最後に市橋委員、お願いします。

○市橋委員 今思いついたのですけれども、オリンピック・パラリンピックだけではなくて、確かに共用トイレをつくる計画は、難しい箇所というのが多いと思うのです。僕らは多機能トイレというか車いすトイレにカーテンをつけるとか、共用部分をやろうとか、これは知的だけではなくて、例えば視覚障害者の人が急いで手引きをやった場合、僕なんかも……どうでしょう、委員長、まず1つは、都庁内の車いすトイレにカーテンをつけてみるという実験をしてみると。2つ目は、できたらどこかの階、オリ・パラ準備局がある階でもいいから、共用部分を設けて、一般の人の反応や何かも見て検討してみるという実験を都庁内でやってもらえないかと思って、考慮してください。

○萱場委員長 貴重な御提案をどうもありがとうございました。

どういう方法で状況を把握するのがいいかは改めて考えさせていただきます。

○上山事業調整担当課長 では、永田委員。

○永田委員 すみません、先ほどの東京スタジアム2階の共用の可能性について御回答をいただきたいのですけれども。

○岩田委員 男女共用トイレの使い方について、今の御意見を完全に理解できているわけではないのですけれども、実際のイベントの性質・性状に応じて計画しないとまずい部分もあるかと思えますし、私どもとしてはイベント主催者にこういうニーズがあるということをしっかとお伝えして、それぞれの主催者で検討していただくべき問題かなと思っておりますので、関係機関へ活用を依頼していくというような対応をさせていただければと思います。

この件については、どういうやり方がいいのかということも検討しないといけないかなと。皆さん、トイレのサインが、男女共用はあちらで、普通のトイレはこちらというのもわかりづらくて、トイレのところに行ったら男女共用トイレもあり、普通のトイレもあるというのが理想だと思いますので、そういうことも考えながら運営の中で考えていくというような認識を持っております。

○永田委員 わかりました。ありがとうございます。

男女共用の意味として、両方が入るということもありますけれども、ジェンダーの意味でそこがフリーであるべきということも含めて今後御検討いただきたいと思えます。

○上山事業調整担当課長 ありがとうございます。

それでは、既存施設に関してはこれで意見交換を終了したいと思います。

○萱場委員長 では、続きまして、カヌー・スラローム会場の設計状況につきまして、担当より説明をお願いいたします。

○大久保委員 カヌー・スラローム会場整備を担当しております、建設局の大久保と申します。よろしくお願いいたします。

以後、座らせていただきます。

資料3をご覧ください。

カヌー・スラローム会場は都立葛西臨海公園の隣接地でございまして、最寄り駅はJR京葉線葛西臨海公園駅でございます。

カヌー・スラロームは、約200mの競技コースに設置されたゲートを番号順に通過して、スタートからゴールまでの時間を競うオリンピックのみの競技でございます。

東京2020大会では、国内初となる人工のカヌー・スラローム会場として、競技コー

スのほか、ウォーミングアップコースやフィニッシュプール、ポンプ施設、管理棟などを整備してまいります。

大会後のレガシーとしましては、国内初の人工カヌー・スラローム会場を活用し、水量や水質が安定した競技環境のもとでアスリートを強化・育成することや、さまざまな水上スポーツや水上レジャーを楽しめる機会を提供することとしています。

右下の大会時の施設概要をご覧ください。

選手は、カヌーを保管する艇庫や更衣室のある管理棟前のアクセスプールからカヌーに乗り込みまして、ウォーミングアップコース、フィニッシュプールを通りまして、ボートコンベアに乗ってスタートプールに上がります。スタートプールとフィニッシュプールには約4mの高低差がありますので、ポンプ施設で水をくみ上げます。また、その隣には水質を維持するためのろ過施設がございます。選手は、スタートプールから競技コースを下っていきます。また、競技コースに沿って設置される観客席は、仮設で整備いたします。

続いて、2ページをご覧ください。会場の配置図でございます。

管理棟は、最寄り駅である葛西臨海公園駅からのアクセスを踏まえまして、会場敷地の東側に配置しました。車で来場する利用者は、会場内の駐車場を利用します。なお、管理棟周辺には車いすに対応した駐車場を2台確保いたしました。

続いて、3ページをご覧ください。大会後の管理棟平面図でございます。

管理棟は、大会後には一般の方が利用できる施設でございます。なお、大会時には、競技運営用として大会関係者が利用することを想定しております。

管理棟は鉄骨造2階建てで、延べ面積は約1,250m²でございます。1階にはエントランスや受付、事務室、トイレ、シャワーやロッカーのある更衣室、艇庫、2階にはトレーニング室や会議室、屋上デッキ、トイレを配置しました。

図の中の1階に青い点線があるかと思いますが、そちらについては一般利用者の動線を想定しております。エントランスから入場いたしまして、受付に立ち寄り、更衣室で着替え、アクセスプール側の出入口から出ます。施設の利用後はアクセスプール側からシャワー室に入りまして、更衣室で着替えます。

続いて、アクセシビリティの対応について御説明いたします。

車いす利用者に配慮した手すり付広めのトイレや車いす対応シャワーブースを男女2カ所ずつ、家族更衣室を中央通路部に1カ所配置いたしました。また、特定のトイレに利用が集中しないよう、大型ベッド付、オストメイト対応、乳幼児対応のトイレも配置して機

能分散を図りました。これらのトイレにつきましても、車いすの方が利用できるスペースを十分に確保しております。男女共用トイレは、出入口の位置関係から開き戸となっており、1階に1カ所、2階に2カ所配置いたしました。男女共用トイレ等の仕様や寸法につきましては、これまでのワークショップで定められた規格を満足しております。

救護室は、スタッフの目が行き届くように事務室に隣接して配置いたしました。

エレベーターは、2階が会議室やトレーニング室といった小規模な施設のみであり、一度に大量の利用者が集中することが想定されないため、アクセシビリティ・ガイドラインの標準サイズの17人乗りといたしました。

以上でカヌー・スラローム会場の説明を終わります。

○萱場委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいま説明のありました内容につきまして、意見交換に移りたいと思いません。

進行については事務局にお願いしたいと思います。

○上山事業調整担当課長 それでは、意見交換を始めさせていただきます。

御意見、御質問のある方は、挙手していただいた上でお名前と御所属をおっしゃっていただき、その後御発言をいただくようお願いいたします。

御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

中野委員、お願いします。

○中野委員 慶應大学の中野です。

確認ですが、この施設には最低限の点字ブロック等は敷設されることになっているのでしょうか。というのは、カヌーは視覚障害の競技があります。今パラリンピアンがいるわけではありませんけれども、リオ大会から、肢体不自由だけではなく、パラで視覚障害が入っていますので、観戦に行く可能性はあると思ひまして、質問させていただきました。

○大久保委員 管理棟の施設内には点字ブロックの設置を計画しております。

○中野委員 基本的な点字ブロックは敷設されると考えてよろしいのですね。

○大久保委員 はい。

○中野委員 ありがとうございます。

○上山事業調整担当課長 ほかに御意見のある方はいらっしゃいますか。

高橋委員、お願いします。

○高橋副委員長 3ページの1階の平面図ですけれども、シャワー室で車いす対応シャワ

一室がブルーで白抜きになっておりますけれども、こちらは何ブースを想定されているのか。対面にあるブースも少し広くて、車いすの方も利用できるスペースのように捉えられるのですが、ブルーのほうは2ブースですか、広いので1ブースという感じでしょうか。2ブースぐらい取れるのでしょうか。

○大久保委員 1ブースでございます。青く塗ってあるところが車いす対応のシャワー室になっていまして、これが1ブースです。

○高橋副委員長 大きさはどのぐらいでしょうか。

○大久保委員 幅が約1.2mです。

○高橋副委員長 了解です。

○上山事業調整担当課長 よろしいでしょうか。

ほかに御意見のある方はいらっしゃいますか。

市橋委員、お願いします。

○市橋委員 後々なものだけでも、この施設は終わってからでも都立でやっていく気ですか。どこか民間にということ。新しい試みとしては、大会時の問題もあるのだけれども、大会が終わったら普及的にはすごくいいなど。障害児が水の流れるボートに乗っていくというのは非常にいいところで、どういう運営をやっていくかという計画は、今ここはありますか。

○村岡委員 こちらの大会後の運営でございますが、後利用の視点といたしましては2つございます。1つはアスリートの視点ということで、競技者を育成していくという点。もう一つは、委員がおっしゃられたとおり、都民ファーストということで、一般の都民の方々、障害を持たれた方も含めて、水上スポーツの体験とか、ラフティング等のレジャーの機会を与えるとか、水難救助訓練とか、そういったさまざまなニーズに応える多目的な利用を考えているところでございます。そういった形で運営していくことを想定してございまして、年間の利用者の予定といたしましては、大会後、今の想定では10万人ほどが使っていくということを想定しているところでございます。

○市橋委員 運営は？

○村岡委員 運営といたしましては、恒設で指定管理者制度を導入していくことを想定しています。

○市橋委員 わかりました。

○上山事業調整担当課長 ほかに意見のある方はいらっしゃいますか。

中野委員、お願いします。

○中野委員 その後も使われるというお話だったので、観客席の構造について、これは屋外で、かなりまぶしさも想定されると思うのですが、日よけのようなものをどこかに設置する可能性はあるのでしょうか。

○村岡委員 大会後につきましては、今のところ、日よけみたいなものを設置することは考えておりません。

○中野委員 大会のときにも日よけ等はなしですか。

○村岡委員 大会時につきましては、先ほど御説明させていただいたとおり、観客席につきましては組織委員会で仮設ということで整備を予定しているところでございますので、現在、組織委員会が検討する項目なのかなと考えております。

○中野委員 わかりました。

○砂田副委員長 オリ・パラ準備局の施設担当部長の砂田でございます。

今、委員御指摘の暑熱対策につきましては、別に連携して取り組んでいることがございまして、現状私どもが把握している仮設のスタンドについては、お示ししているとおり、屋根は設置されない、現状ではそのパースのとおりだと思います。ただ、運営に当たって暑熱ですとか暑さ対策は別に検討してございますので、屋根というのは、仮設では構造上もほかの事例でもなかなかないので難しいと思いますけれども、ソフト面も含めた対応で検討されるのではないかと考えてございます。

○中野委員 その点はよくわかりました。

もし可能であれば、実は、暑さ対策以外に、例えばアルビノと言われる色素の障害があって紫外線等を肌に浴びると非常に危険だというケースがあります。これは視覚障害を伴うこともあるのですが、そういう方々にとっては、ちょっと日陰になるところがあることで非常に参加しやすくなりますし、すごく照り返しがあるような路面だとまぶしくて、特に水があるといろいろな乱反射があるので、別に障害がない人でも段差のところを見誤ってしまうというようなこともありますので、もし何らか意見交換をするチャンスがありましたら、まぶしくないような対応策というのも一緒にお伝えいただけるとありがたいと思います。

○村岡委員 後利用としては、大半は芝生での整備を想定しているところでございますが、今の委員の意見を含め、大会後の利用も含めて検討してまいりたいと思います。

○上山事業調整担当課長 お時間が迫ってまいりましたが、あとお一方。

市橋委員、お願いします。

○市橋委員 ボート会場もここも、いわば8月で日よけもないというのはちょっと危ないと思うのです。仮設は組織委員会ということは理解するのですけれども、意見を言えたり検討する場を設けていただくということは約束してください。これで固まってしまって、それで実際にやってみたら大変だったということになったら、何やってたんだということになり得るので、お願いします。

○村岡委員 そちらのただいまの御意見につきましてもきちんと組織委員会には伝えてまいりたいと思います。

○上山事業調整担当課長 市橋委員からの御意見で、仮設に関して御意見を言う場を設けてほしいということですが、すみません、仮設については組織委員会で今検討しております。この場で東京都の判断ですとか案の提示をして議論するというのはできかねるのです。

○市橋委員 今言ったことを言うてみるということで。

○上山事業調整担当課長 なので、冒頭で申し上げたとおり、今日いただいた御意見はしっかりと組織委員会にお伝えさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○市橋委員 はい。

○上山事業調整担当課長 それでは、時間を過ぎておりますので、これで意見交換を終らせていただきたいと思います。

皆さん、まだまだ御意見をお持ちかと思うので、時間内に挙げられなかった御意見等につきましてはメールでいただきたいと思います。期限が短く、恐れ入りますが、11月10日、金曜日までに事務局にお送りいただければと思います。この件に関しては、別途事務局より皆様に個別にメールさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○萱場委員長 本日は、長時間にわたり御協力をいただきまして、ありがとうございます。

本日も、第4回、第5回に続きまして、既存施設の使い勝手についてどのようにしていくか、さまざまな御意見をいただいたところでございます。また、新設のカヌー・スラローム会場について、改めて詳しい説明をさせていただき、意見交換をさせていただいたところでございます。本日は、特に既存施設につきまして、ハードでできないことをどう補っていくかということについての御意見を多く賜りました。また、使い勝手の前提にあります緊急時の対応についても貴重なご意見、情報提供を賜ったところでございます。事務局持ち帰りになった事項もあり、また、新たに御提案いただいた事柄もございました。多

くの場合、関係方面と調整を要するものがございますので、また御相談させていただくことになろうかと思っております。

本日のアクセシビリティ・ワークショップはこれで終了させていただきます。長時間、どうもありがとうございました。

午後 12 時 06 分閉会